

那 賀 町 工 事 設 計 書

上那賀支所地域振興室 第 号	作成 当初設計	課 長	課長補佐	係 長	課 員	課 員	審 査 者
事 業 年 度	令和 8 年度						
工事名又は業務名	令和8年度 町単独町道改修工事(舗装) 町道古屋上津丸線				設計者職氏名		印
路 線 名 等	古屋上津丸線	工事種別	道路維持工事		上那賀支所 地域振興室 係長 上田 善浩		
工事又は業務箇所	那賀郡那賀町古屋	予算区分	町単独				
工事又は業務概要	L=45.0m W=3.0m Co舗装工 138.0m2						

区分 費目	当初設計	第1回変更設計	第2回変更設計	第3回変更設計	第4回変更設計	備 考
予 算 額	円	円	円	円	円	
設計金額	()	()	()	()	()	
請負金額	()	()	()	()	()	※上段：(税込み) ※下段：税抜き

当初積算情報	諸 経 費 区 分	公共 令和07年度	記 事	工 期
	工 種 区 分	道路維持工事		
	単 価 適 用 年 月 日	令和08年06月01日 公共		
	単 価 地 区	那賀2		受注業者
	機 損 適 用 年 月 日	令和07年 公共機械損料		
	歩 掛 適 用 年 月 日	令和07年07月 公 共		

総括表					
費 日 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号
工事費					
本工事費	1	式			
道路維持工事02	1	式			
合計	1	式			

本 工 事 費 内 訳 書					
費 日 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号
道路維持工事02					
舗装工	1	式			
床掘り	1	式			
土砂 小規模	14	m3			P 1 号
土砂等運搬					
小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂	14	m3			P 2 号
残土処理費					
	14	m3			
人力舗設					
平均舗設厚10cm	138	m2			施 1 号
目地板					
30m2未満 瀝青質目地板 t=10mm	1	m2			P 3 号
直接工事費計					
共通仮設費計					
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			
純工事費	1	式			
	1	式			

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
現場管理費						
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道占屋上津丸線

【 第 1 号 施工単価表 】						
人力舗設 平均舗設厚10cm				100	m2	当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
上木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
生コンクリート 18-8-40 C=230以上高炉 W/C≤60%	10.4	m3				
鉄筋金網（SD295） D6×150×150	100	m2				
諸 雑 費 （率＋丸め）		%				
計						
単位当たり						

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道占屋上津丸線

【第 1 号 施工パッケージ】 床掘り 土砂 小規模						1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 基 準
【機械】 バックホウ(クローラ型)〔後方超小旋回型・排対:2次〕 標準バケット 山積0.28m3〔平積0.2m3〕 【労務】 運転手(特殊) 普通作業員						
【材料】 軽油						
【端数調整】						
[条件] [J1] = 1 土質 土砂 [J5] = 1 費用の内訳 全ての費用			[J2] = 5	施工方法 上記以外(小規模)		

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道占屋上津丸線

【第 2 号 施工パッケージ】					
土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂				1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価
【機械】					
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 1t積級					
【労務】					
運転手(一般)					
【材料】					
軽油					
【端数調整】					
[条件]					
[J1] = 2 土砂等発生現場 小規模			[J2] = 5 積込機種・規格 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)		
[J3] = 1 土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む)			[J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無		
[JD] = 10 運搬距離 10.0km以下					

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道占屋上津丸線

【 第 3 号 施工パッケージ 】 目地板 30m2未満 瀝青質目地板 t=10mm						1	m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【労務】 普通作業員 土木一般世話役 その他(労務)							
【材料】 瀝青質目地板 厚10mm							
【端数調整】							
[条件] [J2] = 1 1工事当り使用量 30m2未満			[J1] = 1	目地板の種類 瀝青質目地板 t=10mm			

土木工事特記仕様書（令和 8 年 4 月 1 日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第 1 条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和 6 年 7 月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第 2 条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和 6 年 7 月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第 2 号）または標板（様式第 3 号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第 3 条 当初請負額が 500 万円以上 3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、

評価は行わないものとする。

- 5 受注者が評価の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評価を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評価の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

- 第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1～I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第5条 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

- 第6条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

- 第7条** 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。
- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
- 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
- 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312229/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

- 第8条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（ICT活用工事（作業土工（床掘工）））

- 第9条** 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT（情報通信技術）の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事（作業土工（床掘工））の対象工事である。
- 2 本工事は、「ICT活用工事（作業土工（床掘工））試行要領」（以下「要領」という。）第4条に規定するICT活用工事（受注者希望型）を適用する。

ICT活用工事（作業土工（床掘工））試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5034767>

- 3 ICT活用工事（作業土工（床掘工））とは、次に示すICT作業土工（床掘工）における施工プロセスの各段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。
- ① 起工測量（選択）
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ICT活用工事（作業土工（床掘工））は対象外
- ⑤ 3次元データの納品
- 4 受注者は、ICT施工技術の実施を希望する場合、契約後、発注者へ「ICT活用工事（作業土工（床掘工））計画書」及び「ICT活用工事（作業土工（床掘工））施工予定体制」を提出し協議を行い、協議が整った場合に要領第6条～第10条によりICT活用工事を行うことができるものとする。
- 簡易型ICT活用工事（受注者希望型）
- 要領第3条に示す①～⑤の内、①②③⑤又は②③⑤のいずれかの組合せでICT施工技術を活用する工事

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名: 令和8年度 町単独町道改修工事(舗装) 町道古屋上津丸線

工 程

- 1 他工事等との調整(対象 無)
- 2 施工の制限(対象 無)
- 3 作業時間帯(対象 無)
- 4 工事履行報告書(対象 無)
- 5 その他(対象 無)

用 地 関 係

- 1 ブロック製作ヤード(対象 無)
- 2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

- 1 支障物件の事前調査(対象 有)

工事に係る支障物件の事前調査については、調査済みである。

- 2 支障物件の撤去(対象 無)
- 3 立木の置き場所(対象 無)
- 4 その他(対象 無)

公 害 対 策

- 1 事業損失防止対策(対象 無)
- 2 濁水処理(対象 無)
- 3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)
- 4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安 全 対 策

- 1 交通安全施設等(対象 無)
- 2 交通誘導警備員(対象 無)
- 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)
- 4 建設用防護管(対象 無)

建 設 副 産 物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名:

2 建設発生土の搬出(対象 有)

本工事の建設発生土については、次に掲げる工事等に搬出することを見込んでいる。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名等	大戸残土処理場
箇所又は住所	那賀郡那賀町大戸字大ヤシキ21番
運搬距離	8km
作業時間帯	8:30～17:00

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

11 根株等の利用(対象 無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工 事 用 道 路

1 工事用道路等の補修(対象 無)

仮 設 備

1 床掘(対象 無)

2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

3 仮設防護柵工(対象 無)

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

7 異常出水の処置(対象 無)

そ の 他

1 図面の電子納品(対象 無)

2 標準断面図板設置の省略(対象 無)

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名:

3 しゅん工標設置の省略(対象 無)

4 施工計画書(対象 無)

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事及び低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

9 水抜孔(対象 無)

10 種子吹付(対象 無)

11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

16 新技術の活用について(対象 無)

17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

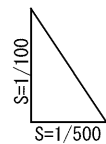
18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)

19 各種様式

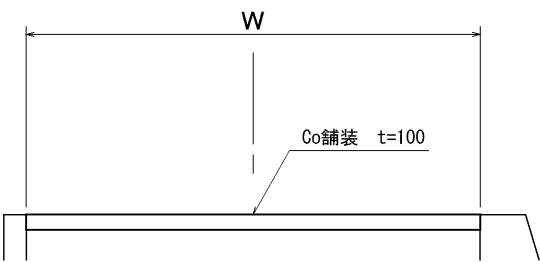
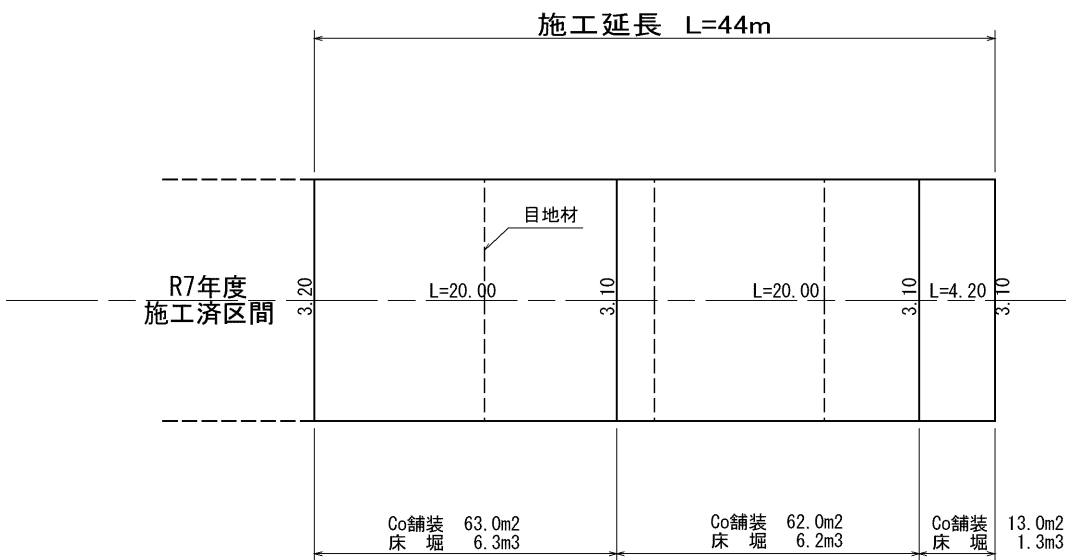
各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/>

展開図



標準断面図 S=1/50



数量計算
床 堀 6.3 + 6.2 + 1.3 = 13.8m³
Co舗装工 63.0+62.0+13.0 = 138.0m²
目 地 板 (3.2+3.1+3.1+3.1) × 0.1 = 1.3m²

図面番号	第 1 号	図面総数	1 葉
図 名	展開図・標準断面図	縮尺	図 示
名 称	町道古屋上津丸線		
施行箇所	那賀郡那賀町古屋		
工事種別	町単独道路舗装工事		
所属年度	令和 8 年度	工事番号	